

第 1 部

計画の基本的考え方

■ I 計画策定の目的と視点

1 計画策定の目的

墨田区では、2005(平成17)年11月に区議会の議決を経て、成熟社会の到来や地域を取り巻く社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、区政の新たな指針として、新しい「墨田区基本構想」を策定しました。

この基本構想では、「～水と歴史のハーモニー～ 人が輝く いきいき すみだ」というまちづくりの基本理念や、5つの基本目標ごとに描かれた将来の姿を区民、事業者、区が共有するとともに、協治(ガバナンス)の考え方に基づき、それぞれの役割分担のもと、一緒に力をあわせ、魅力や活力あふれる「すみだ」をつくりだしていくこととしています。

この「墨田区基本構想」に描かれた将来の姿を区民、事業者、区の協働によって実現するため、本区における最上位の総合計画として、2006(平成18)年12月に10か年の「墨田区基本計画」を策定しました。その後、計画の中間年を迎えた2011(平成23)年12月に、計画の前提となる目標人口25万人が5年早く達成されたことや、東京スカイツリー関連事業の進捗状況、東日本大震災の教訓等を踏まえ計画を改定し、具体的な施策の展開を図ってきました。

この度、この基本計画が2015(平成27)年度をもって最終年度を迎えたことから、これまでの施策の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、今後の社会潮流も予測したうえで、新たな基本計画を策定しました。

2 計画策定の視点

この基本計画は、次の視点を踏まえ策定しました。

- (1) 人口推計や、予測される社会潮流等を的確にとらえ、本区の10年後を見据えたまちづくりと区政推進のあるべき姿を示します。
- (2) 新たな政策・施策の方向性に基づき、施策体系の再構築を行うとともに、これまで積み上げてきた行政評価制度による施策の成果や目標値の達成状況等を検証し、新たな数値目標の設定や効果的・効率的な行政施策の選択を行います。
- (3) 2015(平成27)年度に策定した「墨田区公共施設等総合管理計画」の内容を踏まえ、公共施設等に関する総合的かつ計画的なマネジメント推進の考え方を示します。また、区の主要課題の解決を図るため、学校統廃合跡地等の未利用公有地の活用方針を示します。
- (4) 「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)に基づいて策定する「墨田区人口ビジョン」及び「墨田区総合戦略」と連動させて、相乗効果をねらいます。
- (5) 特に、計画期間の前半は、2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた都市環境の整備等が加速すること、また「墨田区総合戦略」の計画期間(2019(平成31)年度まで)となることから、これらに関わる施策を重点的に取り組みます。

■ II 計画の特徴・性格

この計画は、区政の説明責任を明確に果たすとともに、区民にわかりやすい計画をめざし、次のような特徴・性格を持つものです。

1 協治(ガバナンス)を区の基本理念とした基本計画

施策ごとに、区民と区がともにめざす将来の姿(共通の目標)を示すとともに、その目標実現のために、区民、事業者、区がどのような役割を担うべきか、それぞれの役割分担を示すことにより、協治(ガバナンス)を推進するための計画とします。

2 行政評価システム(施策の達成をはかる指標)を組み込んだ基本計画

施策の成果や達成度をはかる具体的目標(指標)について、PDCAマネジメント・サイクルにおけるチェック機能として行政評価制度を導入することで、常に効果的・効率的な行政施策を選択し、適切な経営判断が可能となる計画とします。

3 今後の公共施設等の整備を示した基本計画

公共施設等のマネジメントの考え方を踏まえたうえで、今後、計画的に展開していくべき主要な公共施設等の整備事業を掲げた計画とします。

4 「“夢”実現プロジェクト」を掲げた基本計画

夢と希望を育む、どこよりも素敵で魅力的な「暮らし続けたい・働き続けたい・訪れたいまち」を実現していくうえで、優先的かつ重点的に取り組むべき施策を“夢”実現プロジェクトとして計画に位置づけ、相乗的な効果が発揮できる計画とします。

■ III 計画の期間

「墨田区基本構想」は、2025(平成37)年までをその期間としています。この基本計画は、2016(平成28)年度を初年度として、2025(平成37)年度までの10か年を計画期間とします。なお、計画期間の5年目にあたる2020(平成32)年度までを前期、後半の5か年を後期とします。

■ 計画の期間

基本構想 ～2025年(21世紀の第1四半世紀)

基本計画 2016～2025年度

■ IV 計画の見直し

計画期間の5年目に東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されること、さらには「“夢”実現プロジェクト」の達成状況を踏まえ、原則として前期終了時点で計画を見直し、改定を行います。

■ V 計画の構成

この基本計画は、第1部「計画の基本的考え方」、第2部「“夢”実現プロジェクト」、第3部「計画の内容」からなっています。

第1部「計画の基本的考え方」では区の現状、社会変化の潮流や区政の課題、さらには公共施設等の整備のあり方とそれを裏打ちする財政計画を示しています。

第2部では本区がめざすべきまちづくりの方向や、基本計画全体をけん引するための「“夢”実現プロジェクト」を示しています。

第3部「計画の内容」では基本構想で掲げた5つの基本目標ごとに、政策・施策の内容を示しています。

■ VI 基本計画と行政評価の連動

1 行政評価制度の必要性

日々変化している区民ニーズや社会状況に応えるためには、計画時点と実行時点を比較して「ニーズに応えられているか」を検証する必要があります。

そこで、事業が終わった後に、基本計画に掲げた目標が達成できているかどうかを「評価」し、変化し続けるニーズにあわせて事業を改革・改善し続けるための取り組みが必要となります。

2 評価の視点

行政評価制度では、以下の視点を取り入れ評価を行います。

(1) 必要性・妥当性

区民ニーズに即した事業が実施されているか、真に区が実施すべき事業なのかといった視点で評価を行います。

(2) 有効性・適格性

事業予算に見合った効果があるのか、目的に合致しているのかという視点で評価を行います。

(3) 効率性・経済性

事業を実施する工程やコストに改善の余地がないか、地域社会や住民等に波及する効果があるかといった視点で評価を行います。

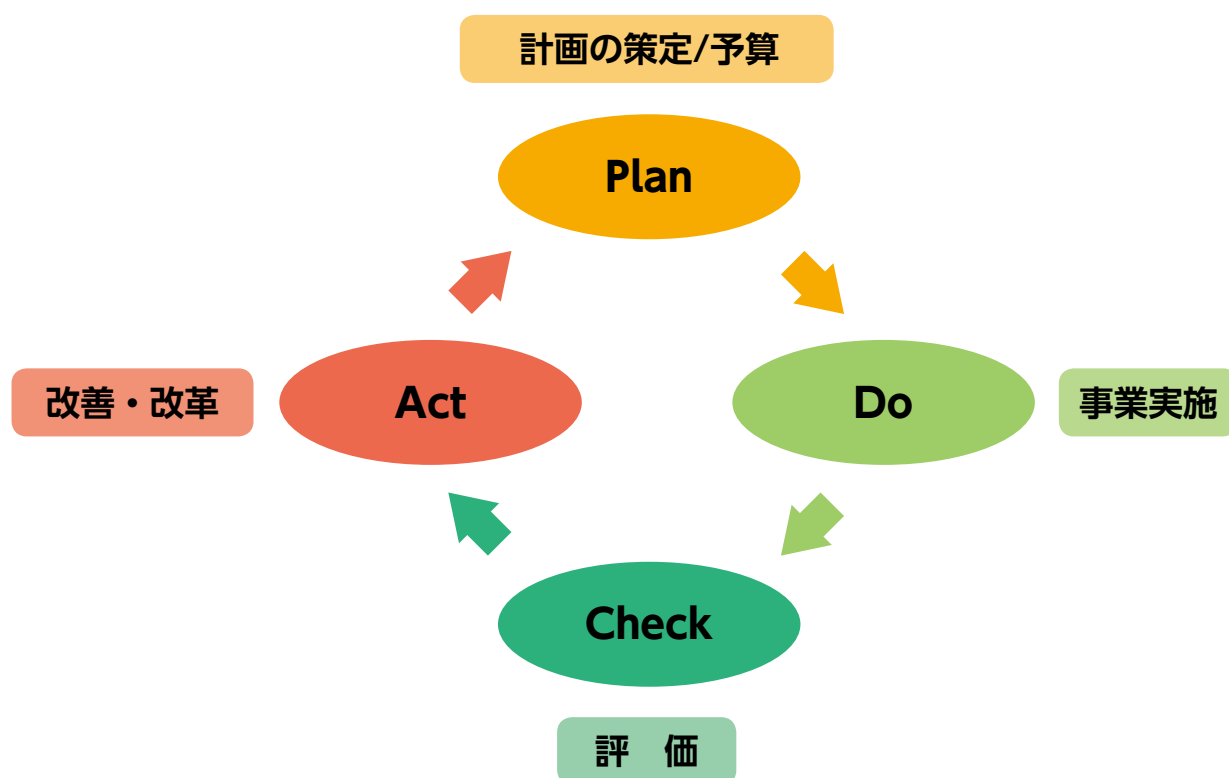
3 指標の設定

行政評価制度では、施策を実施した結果、区民の生活や暮らしがどれくらいよくなったのかをはかる必要があります、そのために2種類の指標を設定します。

1つは「活動指標(アウトプット)」です。これは「手段に対する指標」と考えられており、予算の執行状況など、区の事業活動を指標とするものです。大事なのは、もう1つの指標である「成果指標(アウトカム)」です。これは「目的に対する指標」と考えられており、事業を実施するにあたって、「何が達成できたら成功と言えるのか」といった「目標」を設定し、区民生活の向上を図っていくものです。

本計画では、行政活動を評価するモノサシとして、すべての施策に「施策の達成をはかる指標」を設定しています。この指標は、「成果指標(アウトカム)」を基本としていますが、その設定が困難な場合は、「活動指標(アウトプット)」で代替しています。

■ 行政評価におけるPDCAマネジメント・サイクルのイメージ



■ I 新たな社会の潮流

区政を取り巻く環境や制度は大きく変化しつつあります。これら将来の不確実性に対応するため、社会潮流を的確にとらえ、変革を予測した計画を策定することが求められています。

1 人口減少社会に対応する社会・経済システムの見直しと、人口減少に歯止めをかける少子化対策が求められる

(1) 本格的な人口減少社会

わが国では、合計特殊出生率[※]が低い状況が続いており、2005(平成17)年には戦後初めて総人口が減少し、本格的な人口減少社会を迎えています。国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口では、今後、長期的な人口減少過程に入り、2048(平成60)年には1億人を割り、2100年には5,000万人を下回ると見込んでいます。

このように、全国的に人口が減少するなかであって、2015(平成27)年現在、東京都の転入超過数は4年連続で増加するなど、依然として都心回帰の傾向が続いています。一方で、2015(平成27)年から2025(平成37)年にかけては、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となることから、東京圏においても後期高齢者人口が急激に増加することが見込まれており、高齢化がますます進展することが懸念されています。

こうした人口減少、超高齢社会では、経済活動の低下や地域コミュニティの弱体化など、多くの課題が顕在化することから、社会・経済システムを人口減少と少子高齢化を前提としたものに見直ししていくことが必要です。

※ 合計特殊出生率とは、1人の女性がある年時の年齢別出生率で一生の間に産むと仮定した場合の子どもの数を指します。

(2) 社会保障の持続性と地域経済の活性化

人口減少社会では、働き手の減少や経済規模の縮小、一人あたりの国民所得の低下等が懸念されます。また、少子高齢化による社会保障費の増大により、社会保険料や税負担が世界最高水準となる可能性もあり、一人あたりの負担が増大することによる勤労意欲の減退から、生産性も低下することが危惧されています。

このような状況において、わが国がこれからも持続的に発展していくためには、年金、医療、介護などの社会保障の持続性を確保するとともに、地域包括ケアシステム[※]の構築によりさらなる高齢化に対応すること、また、少子化対策として、若い世代の経済的環境の改善や保育環境の整備などにより、合計特殊出生率を向上させて希望出生率を実現し、人口減少に歯止めをかけることが不可欠です。また、国内需要や労働力人口の減少など、経済活動への影響も懸念されることから、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく総合戦略の推進により、ワーク・ライフ・バランスの実現や安定した雇用の創出など、若年者、女性、高齢者等が活躍できる環境を整え、地域経済を活性化していくことが求められています。

※ 地域包括ケアシステムとは、住みなれた地域のなかで、高齢者が健康でいきいきとした自分らしい生活を維持できるように、介護、医療、介護予防、住まい、生活支援を一体的に切れ目なく提供する体制を指します。

2 加速するグローバル化へ対応した、国際都市・観光都市の取り組みが必要となる

(1) 観光業の基幹産業化とシティプロモーション

グローバル化の進展やアジア諸国の急激な経済発展、訪日外国人の増加、国内外における都市間競争の激化など、国際社会を取り巻く環境の変化は著しく、国際都市として魅力あるまちであり続けるためには、国際環境の変化に適切に対応していく必要があります。

観光立国戦略の推進によって、2015(平成27)年の訪日外国人旅行者数は過去最高となる約1,974万人へと急増し、わが国においても、観光業が基幹産業となりつつあります。2020(平成32)年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、さらなる外国人観光客の増加が見込まれており、地域の観光コンテンツの磨き上げ、受入環境の整備、海外への発信力の強化が課題となるなかで、日本版DMO[※]の設立と政策資源の集中投入が検討されています。

人口減少社会の日本経済にあって、訪日外国人旅行者の消費を安定的に取り込むことは不可欠であり、「おもてなし」やアーバンツーリズム(都市観光)などの取り組みが必要となっています。そのため、わが国の伝統や文化を世界に向けて積極的に発信していき、地域住民の愛着度を高めるシティプロモーションへのより一層の取り組みが求められています。

※ DMOとは、さまざまな地域資源を組みあわせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体を指します。

(2) グローバル化のなかでの産業育成

I C T(情報通信技術)の進展や交通手段の発展により、人・物・資金・情報が国境を越えて移動する動きが一段と加速しています。国際分業が進むなかで、二国間F T A(自由貿易協定)や、環太平洋パートナーシップ協定(T P P)などの自由貿易化の動きも拡大しています。このように、世界規模で経済的相互依存の関係が深まっており、社会経済だけでなく、区民を取り巻く日常生活にまで大きな影響を与えています。また、クラウドコンピューティングサービス[※]が普及するなかで、製造業などものづくりの面では、インターネットの活用による生産過程の革新が図られています。こうした変化の激しい時代において、国際競争力をもつ産業を育てるためには、人材育成や次世代産業の振興とともに、I C Tを活用した大胆な産業の展開が必要となります。

※ クラウドコンピューティングとは、従来は手元のコンピュータで管理・利用していたソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスという形で利用する方法を指します。

3 多様な災害に対する防災力の高度化が求められる

(1) 新たな地域防災のしくみの構築

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災は、震源から遠く離れた東京においても、道路の液状化被害や大量の帰宅困難者の発生という混乱をもたらしました。この未曾有の大災害の教訓を踏まえて、これまでの防災対策が見直され、災害の発生を前提として、地域全体の防災力を一層向上させていくことが求められています。

これらを受け、広域的な大規模災害に対する即応力の強化、被災者保護対策の改善、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、平素からの防災への取り組みの強化といった観点から、国は災害対策基本法の改正を行いました。また、東京都は2012(平成24)年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しています。これらの内容も踏まえ、今後の災害対策を考えるうえでは、「自助」「共助」「公助」*の取り組みを効果的に防災力の強化につなげ、「減災」という考え方に基づく新たな地域防災のしくみを構築していくことが重要となっています。

※ 自助とは、他人の力によらず、自分をみずから守ることを指します。また、共助とは、地域コミュニティ等において互いに協力して助けあうこと、公助とは、自治体をはじめ、警察、消防による公的支援等を指します。

(2) 多様化する災害への対策の強化と被災者の視点に立った防災対策の推進

近年、想定を超えた自然災害による被害が全国各地で頻発しており、東京都においても、ヒートアイランド現象によると考えられる局地的な集中豪雨の頻発により、河川の氾濫、下水道管からの雨水の吹き出しといった、いわゆる都市型水害と呼ばれる浸水被害にたびたび見舞われています。特に都心部では、地下空間の増大など土地の高度利用化が進んでおり、浸水の危険性が増すとともに、被害額も増加していることから、こういった多様化する新たな災害への対策の強化が求められています。

また、東日本大震災の教訓から、高齢者、障害者等の要配慮者や女性の視点を踏まえたきめ細かな防災対策の推進のほか、帰宅困難者への対策をいかに強化するかも課題となっています。

4 持続可能な循環型社会に向け、安全で安定した再生エネルギーの供給が必須となる

(1) 地球環境を保全する再生可能エネルギー

東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、エネルギーへの関心が高まっているなかで、環境省の再生可能エネルギーの将来予測によると、現行の施策に加えて合理的な対策を実施することにより、2030(平成42)年には国内の発電電力量の33%を太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーで供給できると想定しています。

経済発展や生活の利便性の向上などにより、快適な生活を送れるようになった一方、地球温暖化の進行や気候変動など地球規模の環境問題が顕在化し、地球環境保全への意識が高まりつつあるなかで、二酸化炭素の排出量の削減に向けて、エネルギー効率のさらなる向上や消費量の抑制、再生可能エネルギーの積極的な導入が求められています。

(2)安全で安定したエネルギーの供給

電力においても競争原理が導入され、2016(平成28)年から「電力の小売業への参入の全面自由化」が始まり、今後は「法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保」と「電気の小売料金の全面自由化」が進むものと考えられます。また、ガスも2017(平成29)年に都市ガスの小売りが全面自由化されます。

エネルギーの供給には、安全性や安定供給、経済効率性、環境適合が最も重要であり、そのなかで、「エネルギーミックス[※]」の実現に向けた取り組みや、再生可能エネルギーのコスト削減が求められます。また、こうした多層・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の構築に向け、水素社会の実現に向けた技術や次世代型再生可能エネルギーを始めとする新たな技術の開発・利用の推進も求められます。

※ エネルギーミックスとは、特定の発電源に偏らず、火力発電、水力発電、原子力発電や再生可能エネルギーなど複数の発電方式を組み合わせることを指します。

5 ICT(情報通信技術)の進化が地域課題解決に向けた社会的活動の可能性を拡大する

(1)ICT利活用の進展

事業者等の旺盛な設備投資の結果、世界最高水準である国内のブロードバンド環境など、ICT基盤の順調な整備を背景に、主に2000年代以降、ICT利活用のさまざまな形が浸透しました。

個人においては、日常的な情報収集にICTを使うことが一般的となり、SNS[※]などによるコミュニケーション活動が急速に拡大しています。また、ネットショッピングや電子マネーの普及、シェアリングエコノミーの進展など、購買活動も変化しました。近年においては、スマートフォンの普及によってICT利活用の態様が急速に変化しています。

※ SNSとは、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスを指します。

(2)ICTによる地域経済活性化の可能性

ICTの普及と浸透によって企業活動の効率性が向上するとともに、ビッグデータ[※]を用いて社会・経済の問題解決や、業務の付加価値向上をめざすサービスを展開するなど、ICT産業の新規創出により、今後は雇用の質のさらなる向上が期待されます。また、ICTは、地域にある優れた資源を活かした商品やサービスを地域外の人々に提供したり、地域の魅力を広く発信し、地域と地域外との情報交流を活発化させ交流人口の拡大に貢献するなど、地域外の需要を地域経済に取り込むことに重要な役割を果たします。

※ ビッグデータとは、従来のデータベース管理システム等では記録、保管や解析等が困難な巨大なデータ群を指します。

(3)ICTによるさまざまな地域課題の解決

ICTの普及と浸透は、地域におけるさまざまな課題に対応する取り組みにも変化をもたらしています。情報連携による効率的・効果的な地域医療の提供、道路の不具合箇所を市民がスマートフォンアプリを使って知らせるなどの市民参加型インフラ管理の実現など、ICTの活用は多分野に広がっています。また、行政が所有している情報を、誰もが加工可能な使いやすい形で提供するオープンデータの動きが広がっており、行政の的確なデータを使った新しいサービスの誕生や多様な主体が地域課題の解決に取り組むことができる環境づくりが期待されています。

6 人口減少社会の中で自治体の自立が求められる

(1) 消滅可能性都市の存在

2014(平成26)年に「日本創成会議」から発表された「成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」では、20～39歳の女性の人口や将来人口推計などから、2040(平成52)年ごろには若い女性の人口が現在の半分以上になる「消滅可能性都市」が、全国の自治体の約半分にもものぼると発表され、全国を震撼させました。また、景気は徐々に回復傾向にあるものの、長期にわたる経済不況や少子高齢化に伴う社会福祉費の増大により、地方自治体は依然として厳しい財政状況にあります。

(2) 自立に向けた地方分権と自治体経営

そのなかで、地域がみずからの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となる地方分権改革を進めるため、国では地方分権改革推進本部を設け、地方の発意による「提案募集方式」を導入し、地方公共団体への事務・権限の移譲や、義務付け・枠付けの見直し等の分権改革を推進しています。一方、地方自治体は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2015(平成27)年度～2019(平成31)年度の5か年を計画期間とする地方版総合戦略を策定し、生き残りをかけ、地域活性化のための施策を競って展開しています。また、都区の間では、児童相談所の移管をはじめとする、さらなる都区制度改革の推進に向けて協議が進められています。

区民のニーズや新たな行政課題に対応するためには、一層の歳入確保や事務事業の見直しなどによる財源確保に努める必要があります。また、自治体間競争も激しくなっており、官民連携(P P PやP F I[※])をはじめとした手法を導入し、持続可能かつ成長可能な自治体経営をめざすことが求められます。

※ P P Pとは、行政と民間がパートナーを組んで事業を行うことを指します。また、P F Iは、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、P P Pの手法のひとつです。

7 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたまちづくりと、遺産(レガシー)の活用が求められる

(1) 2020(平成32)年に向けたまちづくり

東京で2回目の開催となる本大会では、日本を再興し、成熟社会における先進的な取り組みを世界に示すことが求められています。

政府は、東京2020オリンピック・パラリンピックを「国民総参加による『夢と希望を分かち合う大会』」とすることを、基本的な考え方として掲げています。このことから、大会に出場する選手やスタッフ、ボランティアをはじめ、会場を盛り上げる観客、来街者を迎え入れる地域住民等、誰もがさまざまな形で主体的に大会に関わっていくという参加意識の醸成に取り組む必要があります。

また、大会期間中の観客とスタッフは約1,010万人と予想され、東京への多数の来街者が見込まれています。世界中からの来街者が、年齢や国籍、障害の有無等に関わらず安心して楽しめるように、ユニバーサルデザインの視点に立った案内標識の多言語対応やおもてなしの気運醸成等、ハード・ソフト両面におけるまちづくりが一層求められています。

(2) オリンピックの遺産(レガシー)の活用

オリンピック憲章に「オリンピック競技大会の有益な遺産(レガシー)を、開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励する」とあるように、オリンピック・パラリンピックにおいて、レガシーの活用は重要なテーマです。このことから、本大会を一過性のイベントとするのではなく、文化・芸術・教育や経済・テクノロジー等さまざまな分野のさらなる発展につなげていく必要があります。そのためには、大会後を見据えつつ地域課題を解決するという視点に立ち、大会開催前から計画的にアクションを起こし、各分野のハード・ソフト両面にわたるレガシーを次代に引き継ぎ、発展させていくことが求められています。

8 成熟社会のなかで、地域力向上のための取り組みが始動している

(1) 成熟社会への移行と自己実現

一人ひとりの個性や価値観、ライフスタイルの多様化により、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する成熟社会へと移行しています。生きがいづくりや自己実現のために、さまざまな形で生涯学習の機会拡大が求められます。また、一人ひとりの個性や人権が尊重され、性別や障害の有無、年齢等にとらわれることなく、個人の個性と能力が十分に発揮される環境と豊かな地域社会の実現をめざし、それぞれの立場で主体的に取り組む必要があります。

(2) 地域力向上に向けた取り組み

本格的な地方分権改革の時代を迎えた今、時代の動きに対応し、新たな政策を立案して重要な課題に積極的に対応していくことが重要です。そのなかで、一人暮らし高齢者世帯の増加や地域の防災・防犯、子育て等に対する不安の解消など、地域の課題を、行政と地域住民が協働して取り組むことにより解決していく必要性が高まっています。

その一方で、地域の活動を支える人材が不足したり、住民のつながりが希薄化したりするなど、従来、地域に存在していたコミュニティが弱体化しています。行政ニーズも多様化しており、行政がすべてのサービスを提供し続けることが困難な状況にあるなかで、自分たちのまちは自分たちの力でつくるとの考えから、エリアマネジメント[※]をはじめとした地域力を向上させる取り組みが行われはじめています。

※ エリアマネジメントとは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上するための住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みを指します。

9 貧困の連鎖に対応し、すべての子どもや若者が夢と希望をもって成長していける環境づくりが進む

(1) 貧困の連鎖が生じるとともに、子どもの貧困率が増加

子どもの相対的貧困率[※]は1990年代半ば頃から上昇しており、2012(平成24)年には16.3%となっています。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうちひとり親世帯の相対的貧困率が54.6%と非常に高い水準となっています。また、就学援助を受けている小学生・中学生の割合も上昇が続いています。さらに、近年、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加するとともに、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るおそれの高い層が増加しています。生活保護受給世帯のうち約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給していたという、ある地方公共団体の調査結果にもみられるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じています。

※ 相対的貧困率とは、生活水準がある地域における平均的な水準に比べ著しく低い人(相対的貧困者)が、全人口に占める割合を指します。

(2)生まれ育った環境によって左右されない社会の実現

こうした状況を踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されない社会とすることを目的に、2013(平成25)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、同年12月に「生活保護法の一部を改正する法律」と「生活困窮者自立支援法」が成立しました。今後、誰もが夢と希望を持って成長していくことができるよう、すべての子どもに質の高い教育を提供していくとともに、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対する支援を充実していくことが求められます。



■ II 地勢

墨田区は、水に囲まれた、面積13.77km²のまち

本区は、1947(昭和22)年、本所区と向島区が統合され、誕生しました。東京都の北東部に位置し、東は旧中川を境に江戸川区、西は隅田川を境に荒川区・台東区・中央区、南は北十間川・横十間川・竪川などを境に江東区、北は旧綾瀬川を境に足立区、荒川を境に葛飾区に接するなど、その周囲の多くを水辺に囲まれたまちです。

区域の東西の長さは4.77km、南北の長さは6.12kmと、南北にやや長い形をしており、面積は13.77km²で、23区中17番目の広さになっています。地形的には、最高地点・A P(基本水準面の高さ)4m(吾妻橋一丁目隅田公園付近)、最低地点・A Pマイナス1.2m(立花六丁目旧中川沿い付近)の平坦な低地で南西部から北東部にかけてゆるやかに傾斜しています。また、地質は、すべて砂と粘土まじりの沖積層からなっています。



■ Ⅲ 沿革

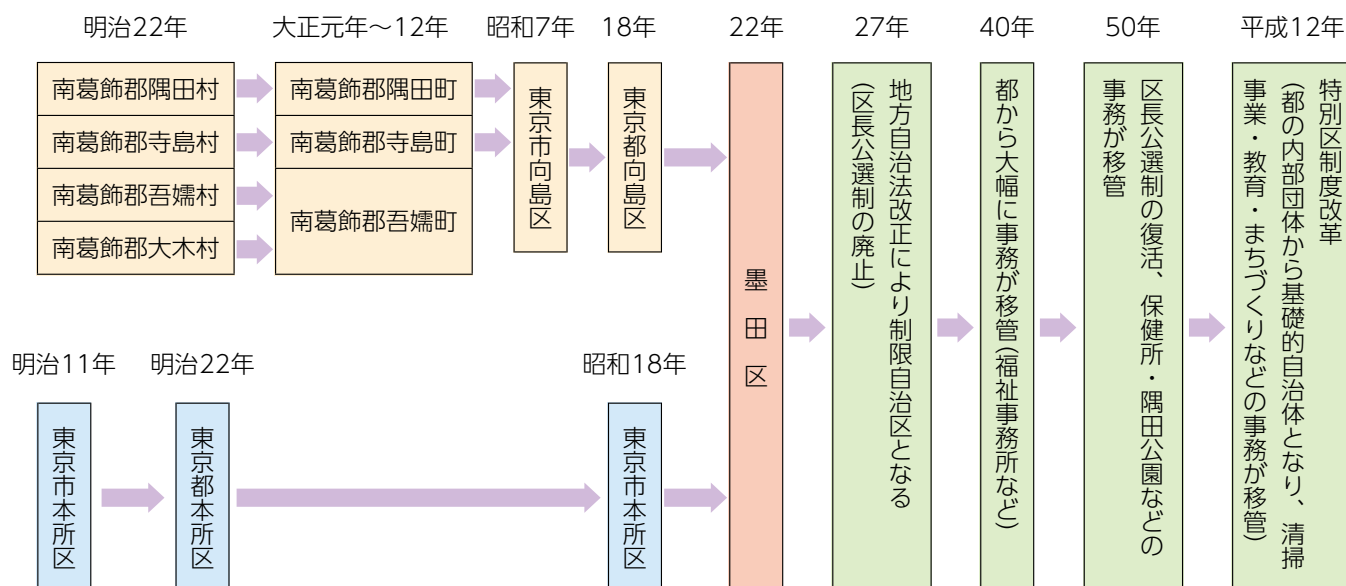
■ 墨田区は、江戸からの伝統が息づく、歴史あるまち

歴史の記録に本区が登場するのは平安時代からですが、当時、本区の北西部地域は農村地帯であり、また南部地域はまだ人家もまばらな湿地帯でした。南部地域が開発されたのは、江戸時代に入ってからで、明暦の大火(1657年)の復興として幕府が開拓を行い、その後江戸の一部として武家屋敷を中心とした住宅・商業地域として発展してきました。一方、北部地域は、依然として農村地帯のまま推移し、江戸市内に農作物を供給していましたが、隅田川一帯は江戸市民にとって絶好の遊覧の地として多くの文人墨客の訪れるところとなっていました。

文明開化の明治維新を迎え、江戸は「東京」と改称されて首都となるなか、1878(明治11)年には南部地域に本所区が発足しました。また北部は南葛飾郡に編入されたのち、1932(昭和7)年に隅田・寺島・吾嬬の3町が合併し向島区が誕生しました。本区の地域は、河川の水運や労働力の供給といった面での好条件が、工業地帯としての歩みを固める要因となって、わが国における各種軽工業の発祥の地となり、近代工業地帯として重要な役割を果たしてきました。

しかし、関東大震災によって、本区の南部地域は、地震とそれに伴う火災のため、9割強の人家が失われ、死者も48,000人と東京全体の死者の8割強に達する惨状となりました。やがて復興期を経て、都市化が進みますが、第二次世界大戦の戦火により再び区内の7割が廃墟と化し、63,000人の死傷者と30万人近い被災者を出しました。これらの度重なる災害にもめげず復興に努め、今日に至っていますが、このことは下町気質に根ざした先人達のたゆまざる努力によるものということができます。

■ 墨田区の歴史



■ IV 人口

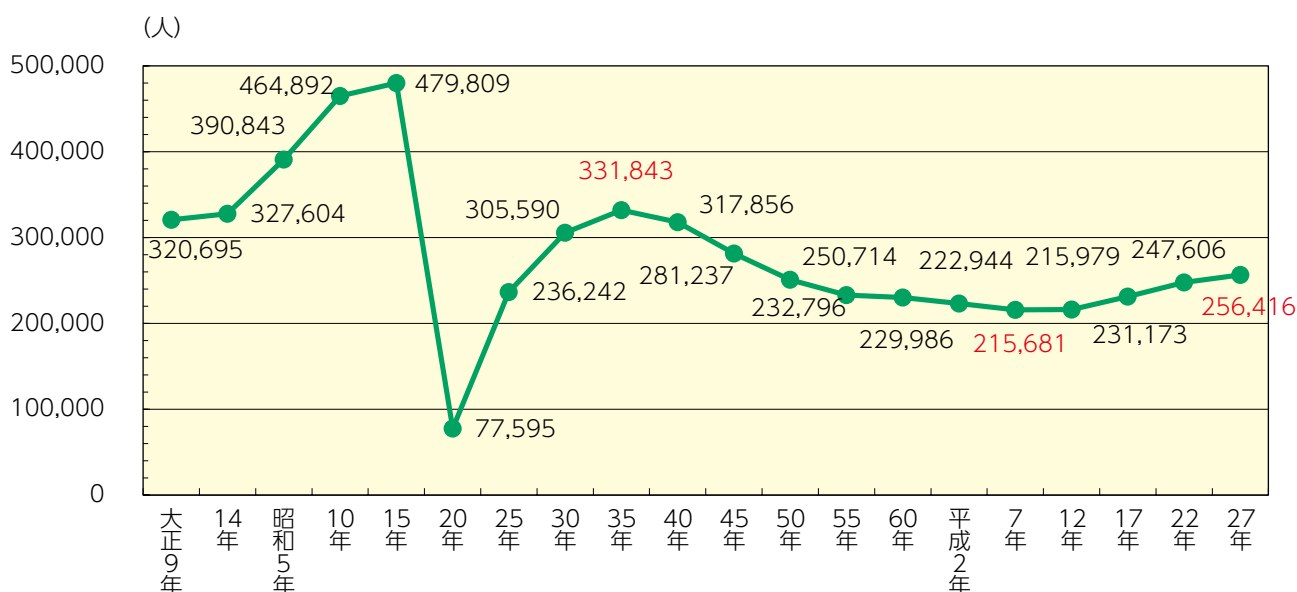
1 人口の推移

都心回帰の流れのなかで、交通利便性の向上・東京スカイツリーの開業により継続的な増加傾向
2015(平成27)年5月に、住民基本台帳人口(外国人を含む)が26万人を超える

戦後における墨田区の国勢調査人口は、1960(昭和35)年をピークに、1995(平成7)年までは減少傾向が続いていました。しかし、その後の人口の都心回帰などを背景に増加に転じるとともに、東京メトロ半蔵門線の全面開通や東京スカイツリーの開業による住宅地としての魅力向上等に伴って増加傾向が継続した結果、2015(平成27)年国勢調査(速報値)による人口は256,416人となり、2010(平成22)年と比べると3.6%の増加となっています。

また、2015(平成27)年5月には、外国人を含む住民登録人口が26万人を超えました。2016(平成28)年1月1日現在の墨田区の住民登録人口は261,723人で、そのうち外国人人口は10,673人となっています。なお、墨田区の人口密度(平成28年1月1日住民基本台帳人口、平成26年度国土地理院公表面積より算出)は1haあたり190人で、東京都の61人、23区部の147人を上回る高密度となっています。

■ 墨田区の人口の推移 (国勢調査 ※平成27年は速報値)



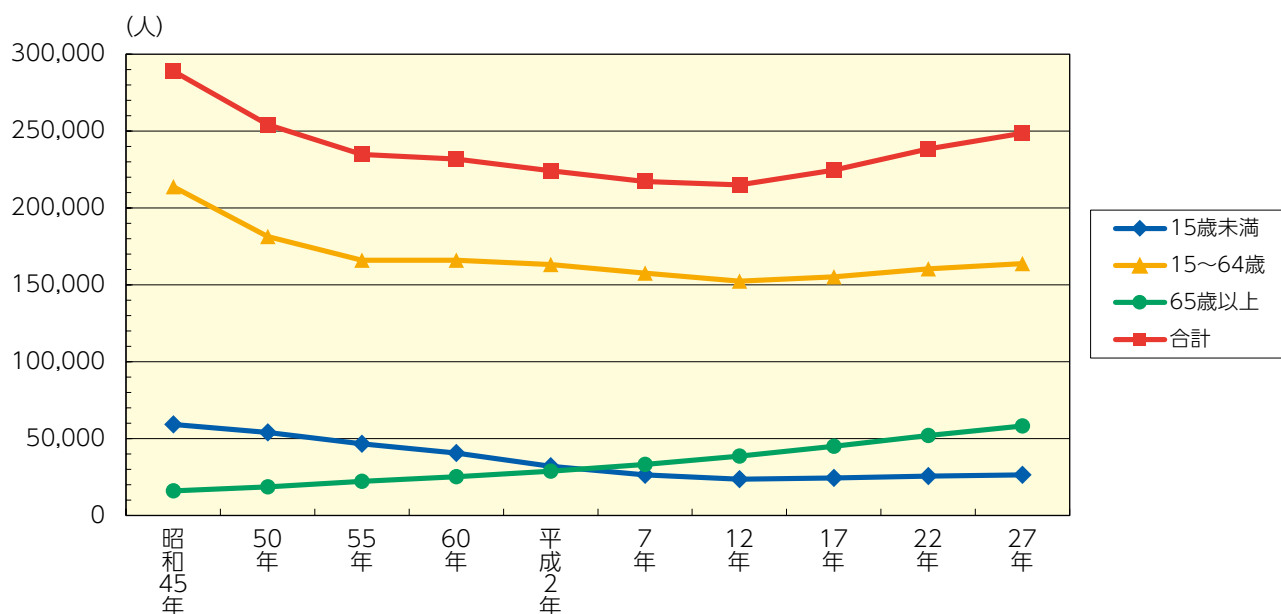
2 年齢構成

急速な少子高齢化の進展、合計特殊出生率は低水準で推移

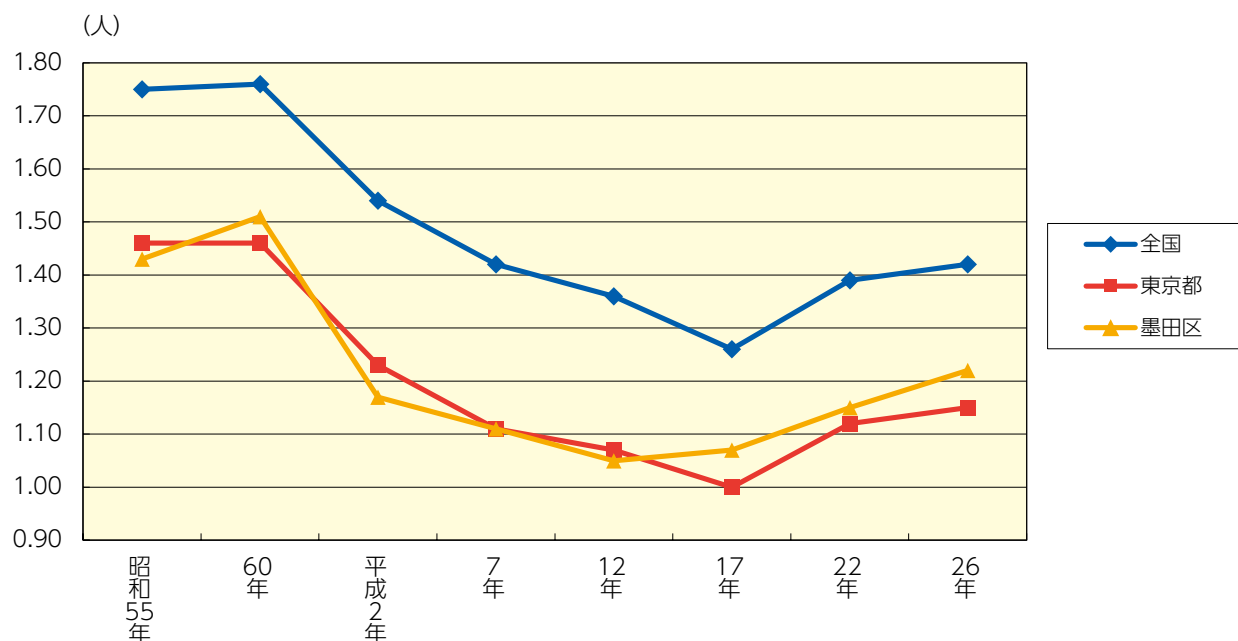
年齢3区分別の人口構成の変化をみると、年少人口(0～14歳)比率が1975(昭和50)年の21.3%から2015(平成27)年には10.6%に減少する一方、高齢者人口(65歳以上)比率は7.3%から23.4%へと上昇しており、急激な少子高齢化が進んでいます。

また、本区の合計特殊出生率(女性が一生の間に生む子どもの数)は2014(平成26)年時点で1.22となっており、全国平均の1.42と比較して低水準にあります。

■ 年齢3区分の推移 (住民基本台帳)



■ 合計特殊出生率の推移 (東京都人口動態統計)

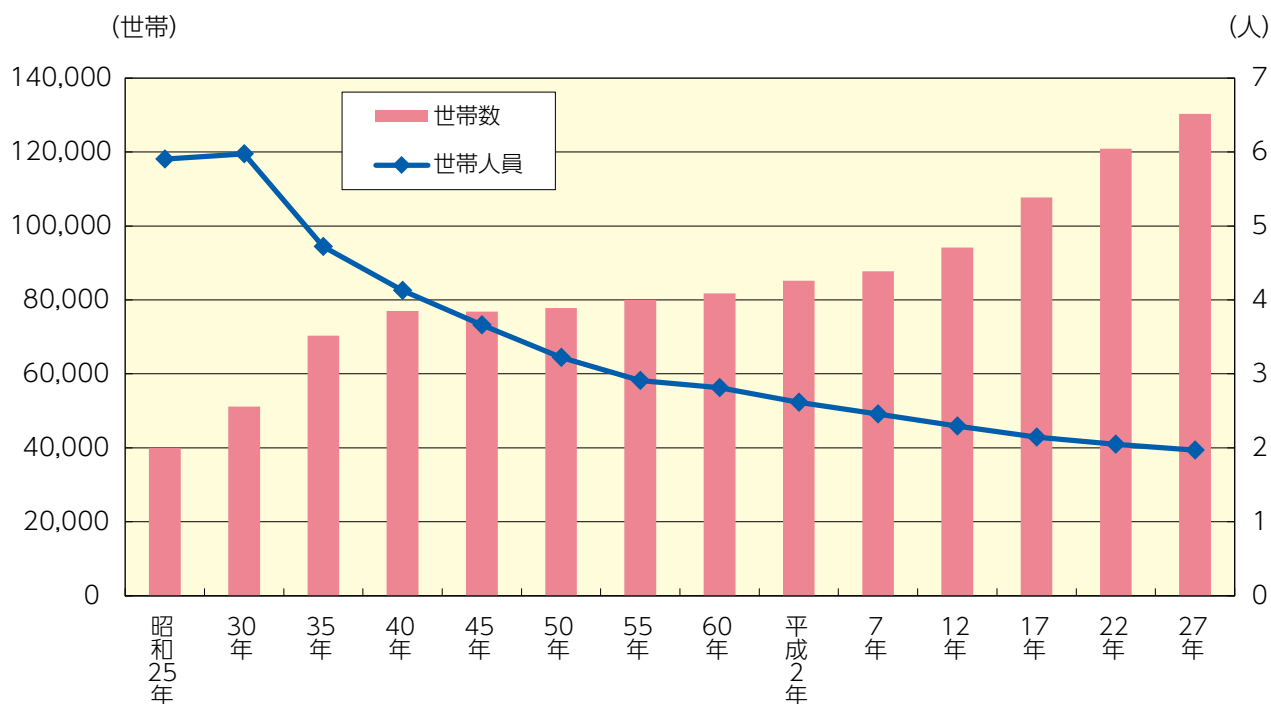


3 世帯の推移

核家族化・若年単独世帯の流入により、世帯人口の減少が続く

本区の世帯数は、2015(平成27)年国勢調査(速報値)によると130,338世帯であり、戦後ほぼ一貫して増加傾向が続いています。一方で、一世帯あたりの人員数は、世帯規模(世帯あたり人員)の縮小が進んでおり、2015(平成27)年には1.97人と初めて2人を切りました。要因としては、核家族化の進行や若年単身世帯の流入のほか、出生率の低下が影響しているものと考えられます。

■ 世帯数と世帯規模の推移 (国勢調査 ※平成27年は速報値)



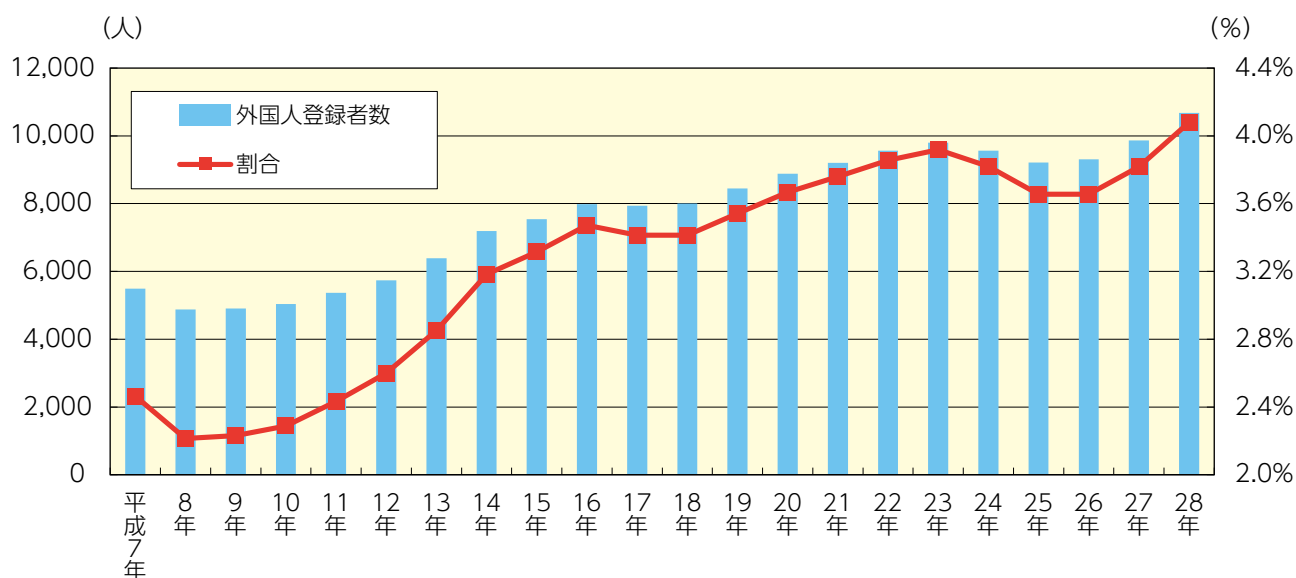
4 外国人

継続的に増加していた外国人人口とその割合は、2012(平成24)年以降、一時減少傾向に転じたものの、近年は再び増加が続く

本区の人口のうち、外国人人口の推移をみると、2016(平成28)年1月1日現在10,673人で、全人口に占める外国人の割合は4.1%となっています。外国人人口は、2005(平成17)年に一時的に減少したもののおおむね増加傾向にあり、2012(平成24)年、2013(平成25)年と減少傾向に転じた後は、再び増加傾向が続いています。2016(平成28)年現在の外国人人口は、1996(平成8)年の2倍以上となっています。

※ 2012(平成24)年8月より、外国人登録制度の廃止に伴い、外国人住民の集計方法が変更となりました。そのため、前後の外国人人口の単純比較を行うことはできません。

外国人人口とその割合の推移 (住民基本台帳、外国人登録者数)

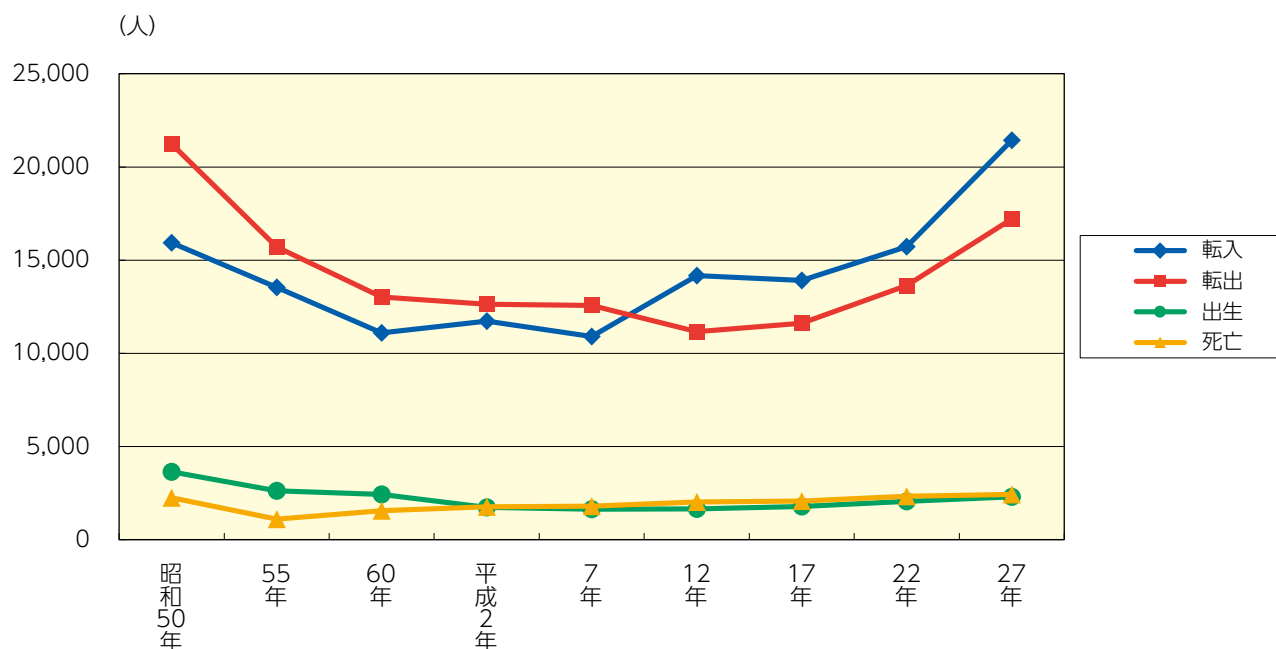


5 人口動態

人口流入に伴う「自然減・社会増」傾向の継続

1996(平成8)年以前までは、転出が転入を上回る「社会減」が人口減少の大きな要因となっていました。しかし、1997(平成9)年以降は、都心回帰や交通利便性の向上に伴う人口流入により、おおむね転入が転出を上回る傾向が続く一方、少子高齢化が進むなかで死亡が出生を上回るようになったため、「社会増」・「自然減」への転換が進んできました。このような状況のなかで、「社会増」が「自然減」を上回る傾向となっていることが、近年の本区の人口増加の要因であると考えられます。

■ 移動人口の推移 (住民基本台帳人口移動報告、人口動態統計 ※平成27年のみ住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)



6 将来人口の予測と計画人口

2025(平成37)年の計画人口は275,000人

昨今、都心回帰や交通利便性の向上による人口流入を背景として、区内の主要駅周辺を中心に集合住宅の建設が進み、2015(平成27)年5月の住民基本台帳人口は、前墨田区基本計画の2015(平成27)年の目標人口である26万人を超えました。

今後も、将来の年齢構成を考慮しつつ健全に人口規模を維持・発展させるためには、若者が子どもを産み育てやすい環境をつくることが課題となります。また、若い世代をひきつけている本区の活力をさらに発展させるとともに、多くの人が訪れたいと思う魅力を創造し、発信することが必要です。

そこで、以下の将来展望を踏まえ、2025(平成37)年の計画人口を275,000人と設定しました。

■ 墨田区総合戦略における人口の将来展望

【ひとの自然増】

活力ある年齢構成を維持するため、若い世代が子どもを産みたい、育てたいと思える環境をつくれます。

【ひとの社会増】

本区の人口増加は、若い世代を中心とした社会増によって支えられており、若い世代を含む誰もが住み続けたい、また、住んでみたいと思える環境をつくれます。

【しごとやまちの力】

観光等を活かした産業の活性化を図るとともに、安心して暮らし、働き続けることができる、また、働いてみたい環境をつくれます。



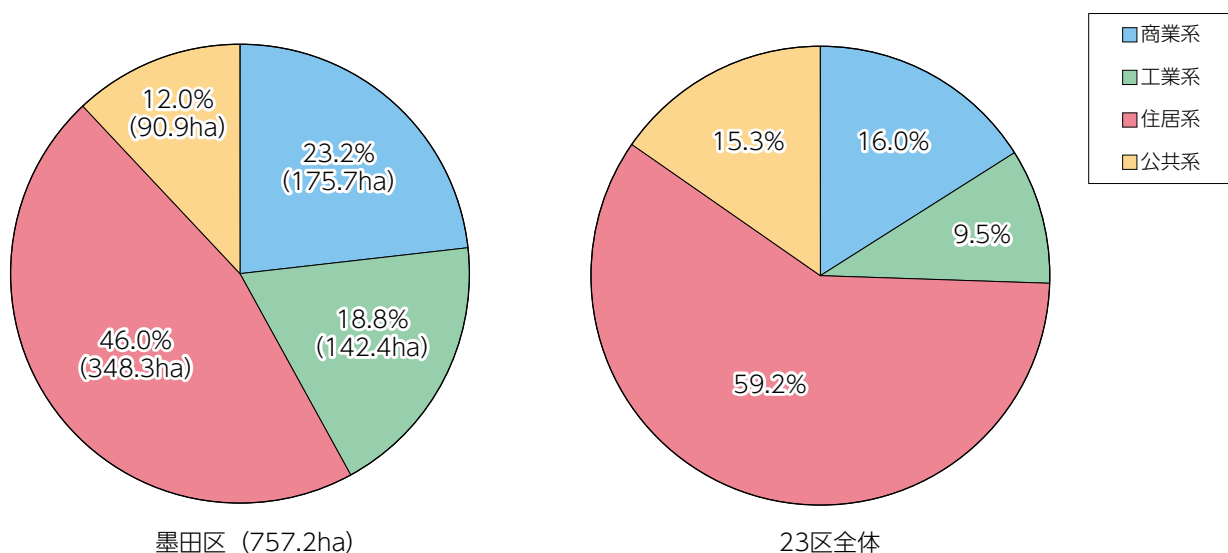
■ V 土地利用・産業

1 土地

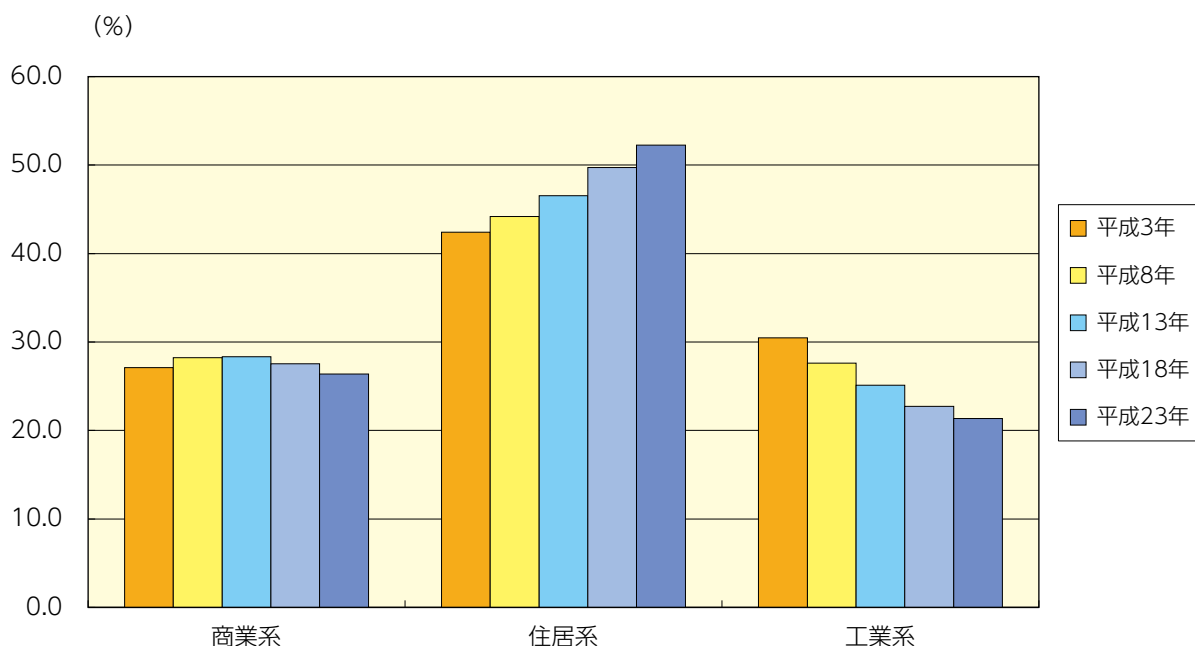
集合住宅などの建設に伴う工業利用から住宅利用への変遷

区全体の面積のうち、建物の敷地として利用されている宅地は757.2haで、55.0%を占め、そのうち住居系の面積は348.3haで宅地面積の46.0%(区全体の25.3%)を占めています。23区全体の値と比べると、工業系・商業系の土地利用の割合が高いことが本区の特徴となっています。しかし、1991(平成3)年～2011(平成23)年にかけての土地利用の推移をみると、工業系は9.2ポイント減少しているのに対し、住居系が9.9ポイント増加しており、工業利用されていた土地が住宅利用に変更され、そこに集合住宅が整備されていることがわかります。

■ 墨田区と23区部の宅地利用比率の比較 (平成23年土地利用現況調査)



■ 土地利用の推移 (土地利用現況調査)

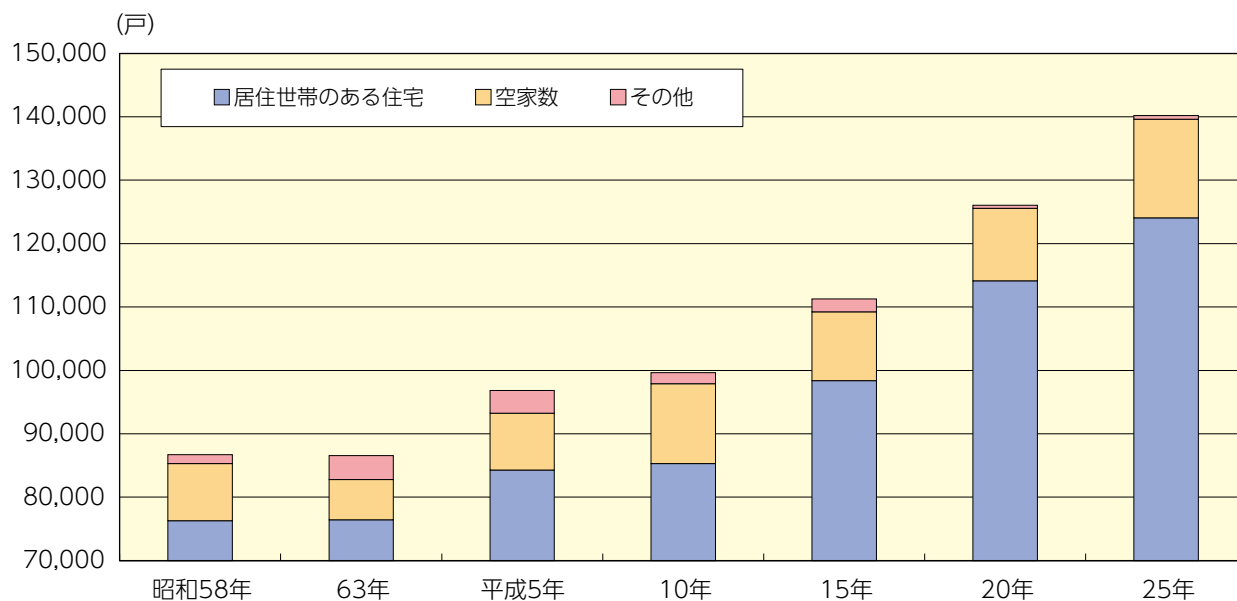


2 建物

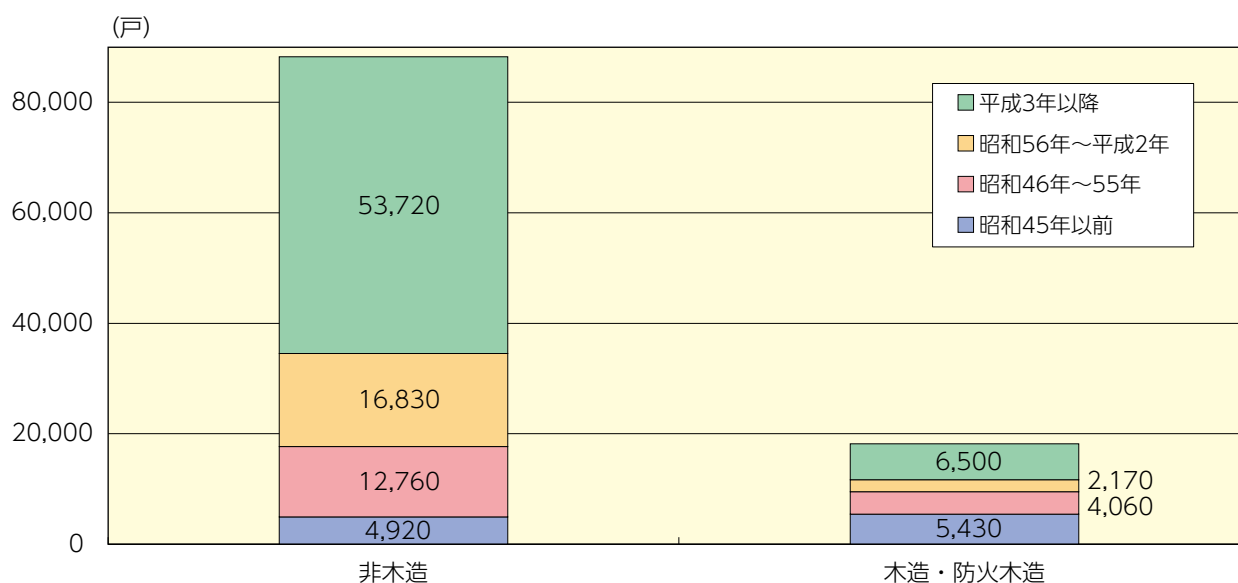
全体的に木造住宅が多いが、非木造の集合住宅の建設が急増している

住宅総数は約140,000戸(平成25年住宅・土地統計調査)であり、10年間で約30,000戸増加するなど住宅建設が急増しています。構造別では、全体の約17%、約18,000戸が木造住宅となっており、2003(平成15)年の調査時点からその割合は減少傾向にあります。

■ 住宅数の推移 (平成25年住宅・土地統計調査)



■ 構造別・建築年別住宅数 (平成25年住宅・土地統計調査)

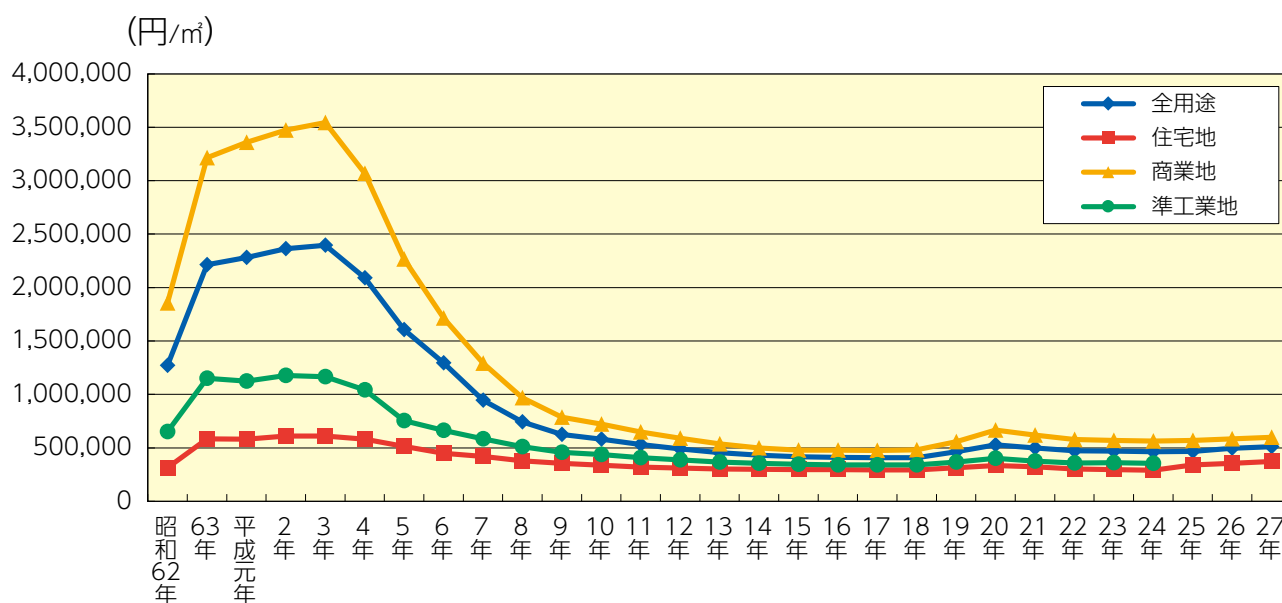


3 地価

2007(平成19)年・2008(平成20)年に一時的に上昇するも、おおむね安定して推移

地価の動向についてみると、本区の平均公示地価は1980～1990年代のバブル経済の進展とともに大きく跳ね上がりました。しかし、いわゆるバブル経済の崩壊後は一貫して下落傾向にあり、2007(平成19)年・2008(平成20)年の一時的な好景気に伴い短期的に上昇しましたが、その後はおおむね安定して推移しています。

■ 平均公示地価の推移 (国土交通省地価公示)



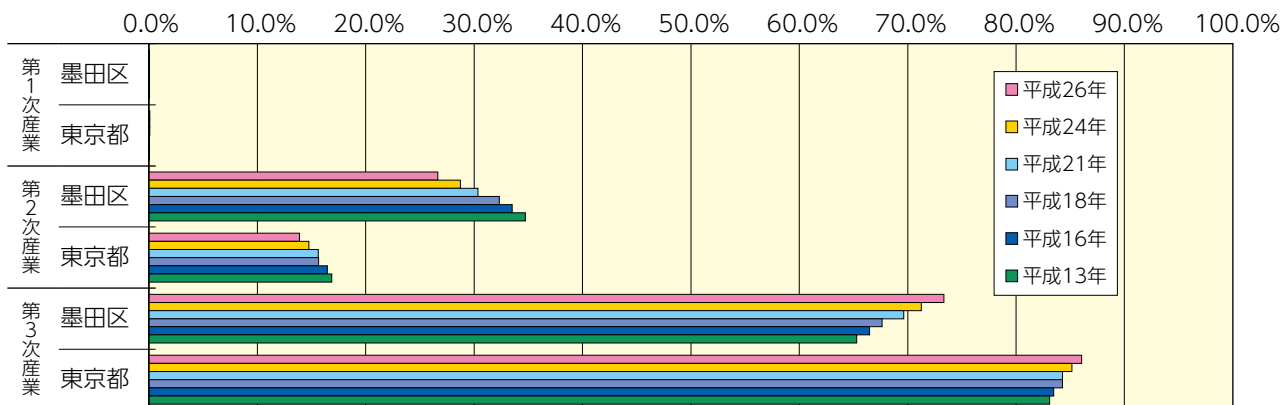
4 産業

ものづくりのまちの特徴を有するが、近年は製造業が減少傾向

2014(平成26)年に実施された経済センサス基礎調査によると、本区内には16,853の民間事業所が存在しています。2001(平成13)年の調査結果では19,312事業所となっており、13年間で約2,500の事業所が減少したことになります。事業所数の推移をみると、2012(平成24)年までは減少傾向が続いたものの、2012(平成24)年に東京スカイツリーが開業した影響もあり、2014(平成26)年にかけては700ほど増加しています。また、2014(平成26)年時点での事業所の産業構造別の構成比は、第2次産業26.6%、第3次産業73.3%であり、東京都全体における構成比と比較すると、本区は第2次産業の割合が高いといえます。なかでも製造業の割合は20.6%と東京都の構成比7.5%の2.7倍にのぼり、ものづくりのまちの特徴が色濃く見られますが、近年は減少傾向にあります。

また、区内の事業所を従業者規模別にみると、約9割が従業者数19人以下の小規模事業所となっています。

■ 産業構造別構成比(経済センサス、事業所・企業統計調査)



第3章

公共施設等整備の考え方と財政計画

■ I 公共施設等整備の考え方

1 区の公共施設等※を取り巻く現状

※ 「公共施設等」は、区の公共施設(建物)のほか、インフラ系施設(道路や橋梁などの都市基盤施設)を含みます。

前章(6～12ページ)にもあるとおり、区政を取り巻く環境は大きく変化しています。今後の公共施設等の整備にあたっては、社会の潮流や社会経済情勢等の変化を的確にとらえるとともに、将来の人口減少社会とさらなる少子高齢化の進展及びそれらへの持続的な対応を前提とする必要があります。

そのうえで、公共施設等を取り巻く現状として、以下のような課題があります。

(1) 公共施設等の老朽化と更新時期の集中

今後、公共施設等が一斉に老朽化等による大規模修繕や更新(建替え)の時期を迎えます。区の公共施設(建物)の数は約300超にのぼりますが、それらの公共施設のうち築後30年超の施設は4割を超えています。インフラ系施設についても、たとえば区が管理する橋梁は計25橋ありますが、それらの橋梁のうち架橋後50年以上の橋梁は約5割です。

(2) 公共施設等の維持管理等にかかる財源の不足

公共施設等の大規模修繕や維持管理等には多額の費用がかかるため、今ある施設をすべて維持し続け大規模修繕等を行っていくことは、区の財政運営上困難です。

(3) 区民ニーズの変化

民間サービスの普及や区民ニーズの変化等により利用が低迷している施設がある一方、社会経済情勢の変化等により、介護や保育施設に対する需要が増加しています。

2 公共施設等マネジメントの推進

区の限られた財源を有効に活用し、真に必要な公共サービスを将来にわたり区民の皆さんに提供し続けるとともに、区民の貴重な資産である公共施設等を適切に維持していくため、今後区は、長期的・経営的な視点をもって、公共施設等の老朽化対策や、維持管理費の削減、将来の財政負担の軽減等を図るための公共施設等の適正配置や再編など、公共施設等のマネジメント(経営管理)の取り組みを進めていく必要があります。

3 公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメント推進のための基本方針
～「墨田区公共施設等総合管理計画」より～

今後区は、以下の方針に基づき公共施設等のマネジメントを推進していきます。

(1) 『公共施設(建物)』の総合的かつ計画的なマネジメント推進のための基本方針

【基本方針1】維持管理費の適正化

- 施設の維持管理業務(設備の保守点検や、清掃、警備等)の効率化
- 施設の省エネルギー対策の推進

【基本方針2】民間活力の活用

- 施設の維持管理・運営への民間活力の活用
- 民間誘導や民間資金の調達、P P PやP F I等の活用の推進

【基本方針3】 計画的な予防保全による施設の長寿命化の推進

- 「予防保全」の実施による修繕費等の削減や、区の財政負担の平準化
- 将来の機能転換等にも柔軟に対応できる設計の推進

【基本方針4】 施設保有総量の圧縮

- 既存施設については、施設機能の優先度を考慮し、施設の統合(集約化)や機能転換、複合化・多機能化への転換、民間施設や民間サービスの活用等による施設保有総量の圧縮
- 施設を必要とする新たな行政需要における既存施設の活用
- 新たな施設の整備が不可欠な場合は、既存施設の統廃合等により施設保有総量の増加の抑制
- 民間事業者の誘導や民間移譲の推進

【基本方針5】 維持管理・運営にかかる財源の確保

- 受益者負担の適正化
- 施設の統合等により生じる土地等の資産の有効活用

(2)『インフラ系施設』の総合的かつ計画的なマネジメント推進のための基本方針

【基本方針1】 維持管理費の適正化

- 施設の維持管理業務の効率化
- 施設の省エネルギー対策の推進

【基本方針2】 民間活力の活用

- 施設の維持管理への民間活力の活用
- 民間誘導や民間資金の調達等の民間活力の活用

【基本方針3】 計画的な予防保全による施設の長寿命化の推進

- 「予防保全」の実施

【基本方針4】 維持管理にかかる財源の確保

- 受益者負担の適正化

(3)『土地』の総合的かつ計画的なマネジメント推進のための基本方針

【基本方針】 土地の効果的な活用

- 民間事業者との積極的な連携による土地の効果的な活用

4 「6つのコミュニティエリア」及び「地域プラザ構想」について

前墨田区基本計画で掲げた「6つのコミュニティエリア」及び「地域プラザ構想」については、本計画において以下のとおり取り組みます。

- 区民が身近に利用するコミュニティ施設や、図書館(室)・児童館(室)については、これまでの計画的整備により量的充足が図られてきたことや、交通網の充実により区民の日常行動圏がひろがったこと、さらには全区的な施設利用を促進する観点から、「6つのコミュニティエリア」及び「地域プラザ構想」は見直します。
- 今後は区民や地域のニーズ、施設の配置バランス等を踏まえながら、公共施設マネジメントの観点から、既存施設の統合や機能転換、複合化・多機能化等を推進し、『公共施設の再編』に取り組んでいきます。
- 施設利用者が限定される障害者や高齢者の介護施設等の福祉施設、認定こども園や保育所等の教育保育施設、また小・中学校などは、既に策定された整備計画等に基づき整備していきます。

5 学校跡地等の活用方針と活用策

(1) 活用方針

学校等の区施設跡地は、区内に残された貴重な空間であることから、以下の主要な課題解決のために活用します。

《主要な課題》

- ①まちづくり事業の推進
- ②防災対策の推進
- ③子育て支援策の推進(待機児童解消、緑豊かな公園等の住環境づくり等)
- ④高齢者、障害者施策の充実(入所施設整備の支援等)と地域医療連携の推進
- ⑤生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動の充実
- ⑥区民ボランティアの活動促進等

現時点で活用予定のない区施設跡地等については、未利用地の有効活用の観点から、売却や貸付等についても検討します。ただし、売却・貸付にあたっては、子育て支援やファミリー世帯に対する住環境整備のための施設、さらに地域ニーズに沿った施設等の整備であることを公募の条件とするなど、当該跡地が地域のまちづくりに寄与するものに限定します。

都有地や都施設跡地の多くについても、地域の活性化や区政の課題解決のための活用が求められていることから、区として当該用地の具体的な活用策を検討し、東京都に対して用地の譲渡や地域要望に沿った活用を働きかけます。

(2) 主な区有地(施設)の活用策

- ・旧鐘淵中学校……………(仮称)総合運動場<セミナーハウス併設>
- ・旧曳舟中学校、旧西吾嬬小学校……………大学誘致用地
- ・旧木下川小学校……………特別養護老人ホーム用地等
- ・保育園仮設園舎用地(亀沢二丁目)……………区民活動センター用地
- ・旧寺島図書館……………障害者就労継続支援施設用地
- ・旧亀沢住宅……………認可保育園誘致用地
- ・旧墨田集会所、旧墨田二丁目出張所^{※1} ……福祉施設等誘致用地
- ・旧家庭センター^{※1} ……認定こども園用地
- ・墨田福祉作業所^{※2} ……認定こども園用地
- ・旧向島中学校、旧隅田小学校、旧文花小学校・
北棟(旧すみだ環境ふれあい館)、旧立花中学校、
旧すみだ厚生会館^{※1}、旧伊豆高原荘^{※1} ……利活用検討用地

※1：平成27年度末廃止施設 ※2：平成30年度末廃止予定施設

■ II 財政計画

1 財政計画の基本的な考え方

区財政は、歳入面では、近年の人口の着実な伸びによる納税義務者数の増加と、景気の回復基調によって、特別区民税をはじめとした歳入の伸びが続いています。歳出面でも、これまでの行財政改革の着実な推進によって改善が図られており、区財政は一步ずつ好転に向かっています。

計画目標の達成に向けて、各種施策を着実に推進するためには、中長期的な展望に基づく財政面の裏付けが不可欠です。加えて、景気動向の変化にも柔軟に対応できる、安定的な財政基盤を築いていくため、一層の財政健全化を推進することが求められています。

このため、本計画では次の点から計画期間中(2016(平成28)年度～2025(平成37)年度)における財政収支を想定し、「主要な公共施設等整備事業」をはじめとする施策の実効性の確保に努めます。

2 主要な公共施設等整備事業

本計画の期間中に実現をめざす施設整備や都市基盤整備事業のうち、複数年度にわたり多額の財源が必要となるものを事業指定しています。なお、民間事業者による特別養護老人ホーム等の整備に対する補助事業やPPPを活用する事業についても、本事業に位置づけています。

3 行財政制度

財政計画の作成にあたっては、現行の行財政制度を前提に、消費税率10%への引上げや法人住民税の一部国税化など、税制改正による当面の変動要因を見込んで推計しています。

4 経済成長率の想定

経済の先行きが不透明であり、経済見通しに基づく財政推計が困難なことから、名目経済成長率及び消費者物価上昇率は見込まないこととします。

5 行財政改革の反映

事務事業の見直し等による経費削減について、過去の実績に基づいて見込むほか、公共施設等マネジメントについては、計画期間内における資産処分の考えを反映させるものとします。

6 財政収支の推計

本計画の人口推計に基づく変動要因と、制度改正や特殊要因による歳入・歳出の一時的な増減を除き、過去の決算実績をベースにその推移を勘案し算定しています。

(1) 歳入

① 特別区税

特別区民税は、人口推計に基づく納税義務者数の増を見込みますが、経済の動向と密接に連動する区民所得の変動については、増減を見込まずに推計しています。

その他の税については、過去の実績と動向に基づいて推計しています。

② 特別区交付金

特別区交付金は、現行の特別区への配分割合である55%を前提に、法人住民税一部国税化等の税制改正による影響を見込んで推計しています。

また、主要な公共施設等整備など事業実施に連動する補正等の特殊要因を見込みます。

③ 国・都支出金

現行制度を前提に、経常的事務については過去の実績と歳出連動によって、主要な公共施設等整備事業については、その実施によって見込まれる収入をもとに、推計しています。

④ 特別区債

将来の公債費負担を考慮しながら、主要な公共施設等整備事業や施設の解体に要する経費について、後年度にわたる区民の負担の公平性と財源確保の観点から、活用することとしています。

⑤ 繰入金

基金からの繰入金は、財政調整基金、公共施設整備基金及び減債基金について、積立・繰入計画に基づいて繰り入れるほか、その他の基金についても、それぞれの基金の目的に沿った事業に活用していきます。

⑥ その他

地方消費税交付金で、消費税率10%引き上げ分を見込んだほか、これに連動する自動車取得税の廃止等による影響を見込んでいます。

行財政改革の一環である使用料及び手数料の見直しや、保育定員の拡大による分担金及び負担金の増加などを反映し、推計しています。

その他、科目ごとに過去の実績、今後の動向などを踏まえて推計しています。

(2) 歳出

① 人件費

計画期間中における行財政改革や事務事業の見直しを図るなかで、必要最小限の人員を見込んで推計しています。

② 扶助費

過去の実績をもとに、今後の伸びが見込まれる子育て支援や障害者自立支援関連の経費の伸びを見込んで推計しています。

③ 公債費

特別区債の既発行分、主要な公共施設等整備事業の実施による新規発行分の元利償還額、さらには満期一括償還方式に対応した減債基金への積立分などを見込んでいます。

④投資的経費

主要な公共施設等整備事業のほか、道路整備など経常的に実施する投資的事業などについて、必要な経費を見込んでいます。

また、公共施設等マネジメントにおける予防修繕にかかる経費も見込んでいます。

⑤一般行政経費等

物件費、維持補修費、補助費等では、計画期間中における新たな行政需要の増大や、指定管理者制度の導入、新規施設の開設に伴う維持管理経費の増加などが見込まれます。

一方、事務事業や補助金の見直し、公共施設等マネジメントによる施設の廃止等に伴う維持管理経費の減が見込まれます。

効率的な事務事業の執行によって節減を図ることとし、必要最小限の経費を見込んでいます。

7 基金、特別区債の残高等の目標

(1)基金残高

- ① 財政調整基金は、計画期間中に約150億円を積み立て、このうち約90億円を年度間の財源調整に活用します。

残高の目標は、2020(平成32)年度末100億円以上、2025(平成37)年度末130億円以上とします。

- ② 公共施設整備基金は、計画期間中に約170億円を積み立て、積立相当分を主要な公共施設等整備事業等に積極的に活用します。

残高の目標は、現状の残高を維持することとし、2025(平成37)年度末35億円以上とします。

(2)特別区債残高

特別区債は、建物の解体に要するものは除いて、各年度の残高350億円以内を目標とします。



■ 主要な公共施設等整備事業一覧

(単位：百万円)

基本目標	政 策 名	事 業 名	金 額		
			前期	後期	合計
「すみだらしさの息づくまちをつくる」	伝統文化を継承、発展させ、新たな文化・芸術を創造する	旧安田庭園再整備事業	226	50	276
	水と緑を活かした、美しい景観をつくる	主要道路景観整備事業	2,513	750	3,263
		荒川自然生態園整備事業	63	0	63
		北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業	905	132	1,037
		江東内部河川整備事業	533	0	533
		公園等新設・再整備事業	1,232	1,302	2,534
	小 計	6事業	5,472	2,234	7,706
地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる	区民が安全・快適・便利に暮らし、人々の交流が生まれ、移動しやすいまちをつくる	とうきょうスカイツリー駅周辺整備事業	489	1,260	1,749
		曳舟駅周辺整備事業	1,741	0	1,741
		東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)立体化事業	14,680	14,304	28,984
		自転車駐車場整備事業	404	0	404
		橋梁架替え・再整備事業	1,104	2,495	3,599
		公園等公衆トイレ整備事業	320	259	579
		道路バリアフリー等整備事業	1,344	765	2,109
	小 計	7事業	20,082	19,083	39,165
安心して暮らせる「すみだ」をつくる	災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる	京島地区まちづくり事業	1,333	124	1,457
		鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業	2,303	2,300	4,603
		住宅市街地総合整備(密集型)事業(北部中央地区)	417	418	835
		防災行政無線システム再構築事業	680	0	680
		ターミナル型備蓄倉庫整備事業	-	-	*1
	地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしきみをつくる	区民活動センター整備事業	0	0	*2
	高齢者が生きがいをもって暮らせるしきみをつくる	介護保険施設等整備支援事業	2,249	1,382	3,631
		都市型軽費老人ホーム整備支援事業	380	0	380

(単位：百万円)

基本目標	政 策 名	事 業 名	金額		
			前期	後期	合計
安心して暮らせる「すみだ」をつくる	障害者が地域のなかで輝いて生きるしくみをつくる	重度障害者グループホーム整備支援事業	113	0	113
		障害者就労継続支援施設整備支援事業	346	0	346
		重度肢体不自由児(者)生活介護施設整備支援事業	20	0	20
	健康寿命を大きく伸ばし、誰もが健康に暮らすまちをつくる	新保健センター整備事業	6,918	106	7,024
	安心して子育てができ、子ども・若者が夢や希望をもてるまちをつくる	子育てひろば整備事業	158	0	158
		子育て支援総合センター整備事業	-	-	* 1
		公立保育園改築・改修事業	1,160	0	1,160
		私立保育所等整備支援事業	2,424	0	2,424
		児童館等整備事業	280	0	280
	子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う	総合教育センター整備事業	-	-	* 1
		学校校舎屋内運動場等改築・改修事業	5,741	0	5,741
	小 計	19事業	24,522	4,330	28,852
区民と区が協働で「すみだ」をつくる	生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる	(仮称)総合運動場等整備事業	1,800	0	1,800
	小 計	1 事業	1,800	0	1,800
合 計		33事業	51,876	25,647	77,523

* 1：整備事業費は「新保健センター整備事業」に含まれています。

* 2：整備はPPP(行政と民間がパートナーを組んで事業を行う)を活用します。

財政収支の想定

(単位：百万円)

			前 期 (平成28年度～32年度)		後 期 (平成33年度～37年度)		合 計	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳入	一般財源		349,223	59.2%	347,685	59.9%	696,908	59.6%
	内 訳	特別区税	115,509	19.6%	116,978	20.2%	232,487	19.9%
		特別区交付金	187,737	31.8%	182,387	31.4%	370,124	31.6%
		その他	45,977	7.8%	48,320	8.3%	94,297	8.1%
	特定財源		240,251	40.8%	233,093	40.1%	473,344	40.4%
	内 訳	国・都支出金	158,925	27.0%	163,350	28.1%	322,275	27.5%
		特別区債	18,986	3.2%	13,879	2.4%	32,865	2.8%
		その他	62,340	10.6%	55,864	9.6%	118,204	10.1%
	合 計		589,474	100.0%	580,778	100.0%	1,170,252	100.0%
歳出	義務的経費		299,092	50.7%	318,987	54.9%	618,079	52.8%
	内 訳	人件費	92,815	15.7%	91,688	15.8%	184,503	15.8%
		扶助費	190,154	32.3%	211,195	36.3%	401,349	34.3%
		公債費	16,123	2.7%	16,104	2.8%	32,227	2.7%
	一般事業費		214,930	36.5%	213,029	36.7%	427,959	36.6%
	投資的事業費		75,452	12.8%	48,762	8.4%	124,214	10.6%
		主要な公共施設等整備事業費	51,876	8.8%	25,647	4.4%	77,523	6.6%
	合 計		589,474	100.0%	580,778	100.0%	1,170,252	100.0%